

# 委 託 契 約 書

委託業務の名称	令和4年度地方独立行政法人宮城県立病院機構職員定期健康診断等業務
委託期間	契約締結の日から令和5年3月31日まで
委託金額	別表に定める検診単価に受診者数を乗じて得た額の合計に100分の110を乗じて得た額とする（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）。なお、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。 ※消費税率に変更があった場合は、変更後の消費税率を適用する。
契約保証金	（金額 または 免除）

地方独立行政法人宮城県立病院機構(以下「発注者」という。)と\_\_\_\_\_ (以下「受注者」という。)とは、令和4年度地方独立行政法人宮城県立病院機構職員定期健康診断等業務を委託することについて、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、別添「令和4年度定期健康診断等業務仕様書」により、頭書の委託金額で、頭書の委託期間内に頭書の委託業務を完了するものとする。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様事項が生じたときは、発注者と受注者で協議して決めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第3条 受注者は、委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は第三者に請け負わせてはならないものとする。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 発注者は、必要に応じ、委託業務の処理状況について調査を行い、また、受注者に報告を求めることができるものとする。

(業務内容の変更)

第5条 発注者は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者で協議して書面によりこれを決めるものとする。

(委託期間の延長)

第6条 受注者は、受注者の責めに帰することができない理由により委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対してその理由を付し、委託期間の延長を求めることができるものとする。ただし、その延長日数は、発注者と受注者で協議して決めるものとする。

(損害による必要経費の負担)

第7条 委託業務の処理により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の必要経費は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰する理由による損害が生じたときの必要経費は、その責めの範囲において発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者で協議して決めるものとする。

(業務の完了報告)

第8条 受注者は、各検診業務を完了したときは、遅滞なく、検診業務毎に業務完了報告書（別記様式1）に検診結果を添えて発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、これを受理した日から10日以内に納入物の検査を行うものとする。

(委託金の支払い)

第9条 受注者は、前条の規定により納入物の検査を受けた後、発注者に対して委託金の支払いを請求することができるものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理したときは、その受理した日から30日以内に、受注者に委託金を支払わなければならない。

(秘密の保持)

第10条 受注者は、委託業務の処理上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務完了後も同様とする。

2 受注者は、前項の規定に関し、その使用人に対して機密を保持するための必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の管理)

第11条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(履行遅滞の違約金)

第12条 受注者は、その責めに帰する理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合は、発注者に対し、委託金について遅滞日数に応じ、年3.0%の割合で計算した違約金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第13条 発注者は、次のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受注者の責めに帰する理由により、委託期間内に委託業務を完了することができないと認めたとき。

(2) 受注者が、この契約に違反し、又は不完全な履行をしたとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合、発注者は受注者に対して委託金を支払わず、及びこれに関する一切の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 受注者は、前条第1項の契約解除により、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

2 発注者は、前条第1項の契約解除により、受注者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第15条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者で協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年 月 日

発注者

宮城県名取市愛島塩手字野田山47-1  
地方独立行政法人宮城県立病院機構  
理事長 荒井 陽 一

受注者